

告示第七号

平成二年六月二十日

平成二年十一月一日から発行する日本銀行券千円の様式を定  
める件

大蔵省

日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第三十三条の規定に基づき、平成二年十一月一日から発行する日本銀行券千円の様式は、昭和五十九年十一月一日から発行する日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式を定める件（昭和五十九年六月大蔵省告示第七十六号）に定める日本銀行券千円の様式とする。この場合において、表の項中「黒色」とあるのは、「青色」とする。

大蔵大臣 橋本 龍太郎